

業務委託契約書(案)

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、令和6年度 不燃ごみ処理業務に伴う車両運転業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は本契約に定めるところにより、那覇・南風原クリーンセンターに搬入された不燃ごみ処理業務に伴う車両運転業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 前条に規定する業務内容は、業務委託仕様書のとおりとし、乙は信義を重んじて誠実にこれを履行しなければならない。

- 乙は、甲が本業務に関する事項について指示したときは、前項の規定に関わらず、その指示に従わなければならない。
- 本業務で使用する車両は乙が用意するものとし、必要に応じて甲所有の車両を使用することができるものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 この契約の委託料は、〇〇〇円（うち消費税〇〇円）とする。

- 委託料は、前項の委託料を月割にした額を毎月支払うものとする。
- 乙は業務を実施したときは、当月分の請求書を翌月10日までに甲に提出するものとし、甲は、これらの提出の日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 本契約の履行期間中に消費税及び地方消費税等に変動がある場合は、甲乙協議の上、委託料を変更することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号の規定に基づき免除する。

（本業務に係る費用負担）

第6条 本業務の実施に際し、甲が提供した施設・設備（電気、水道及びトイレを含む）については、乙は無償でこれを使用することができる。ただし、本業務の実施に際して必要な器具及び材料等は乙が負担する。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、本業務の履行を再委託させてはならない。ただし、事前に甲の許可を受けた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第8条 乙は、善良な管理者の注意をもって本業務にあたるものとし、乙の業務履行中に甲が提供した施設・設備を破損したときは、その責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

- 乙は、契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに納入しなければならない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 委託内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき、又は業務の中止の期間が委託期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決)

第11条 この契約に係る訴訟については、第一審専属管轄裁判所は那覇地方裁判所とする。

(協議)

第12条 この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について協議する必要が生じたときは、甲乙協議の上定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持保管する。

令和6年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合

管 理 者 知 念 覚

乙